



## 2.確認申請を必要とする既存昇降機の改修工事について

既存の昇降機の改修工事を行うにあたり、その改修工事の内容が以下のように重要な仕様の変更等を伴う場合は、原則として、確認申請を必要とする。

### 1. 既設エレベーターの改修

- ① 機械室を移設するとき。
- ② エレベーターを全部取り替えるとき。(乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も全部取り替えとみなす。)
- ③ エレベーターの用途を変更するとき。  
安全率が下位となる場合(人荷用→荷物用等)は特定行政庁に確認する。
- ④ 速度を変更するとき。  
速度を上げる場合。(30m/min→45m/minの場合も含む)
- ⑤ 定員、積載量を変更するとき。
- ⑥ 乗場を増設(昇降行程を延長)するとき。  
最上階、最下階乗場の増設。  
中間階を増設する場合は特定行政庁に確認する。
- ⑦ 機種を変更するとき  
油圧エレベーターから機械室なしエレベーター等。(既設流用機器がある場合も含む)。

### 2. 既設エスカレーターの改修

- ① 輸送能力を変更するとき。  
速度を上げる場合。
- ② エスカレーターを入れ替えるとき。
- ③ エスカレーターを移設するとき。

### 3. 小荷物専用昇降機

- ① 前項1.を準用する。

### 4. その他

- ① 上記の場合は、昇降機等の「整理番号」は新たに採番される。
- ② 上記以外の確認申請を必要としない軽微な改修工事を行なう場合には、特定行政庁に「建築基準法第12条第5項による報告書(1)」(E-2ページ)により、報告するものとする。

以 上

表1. 昇降機の確認申請の要件

昇降機種別	確認申請の要件
エレベーター	(1)エレベーターを新設する場合 (2)既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 <sup>※1</sup> (全部又は一部)、かご(枠及び床版)、駆動装置(巻上機又は油圧パワーユニット等)及び制御盤を一括して取り替える場合 <sup>※2,3</sup> は、エレベーターを撤去・新設とみなす。)
エスカレーター	(1)エスカレーターを新設する場合 (2)既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 <sup>※1</sup> (全部又は一部)、駆動装置及び制御盤を一括して取り替える場合 <sup>※2,3</sup> は、エスカレーターを撤去・新設する場合とみなす。)
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※1. 令第129条の4、令第129条の12第2項に定める主要な支持部分を指す。

※2. 1つでも取り替えない部材がある場合(例.駆動装置以外は全て交換する場合等)は、法第87条の4の「設ける場合」とみなさない。

※3. 改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」に該当する場合は、個別に判断する。

表2. 適用事例(ロープ式エレベーターの場合)

部材		取替部材							
① いずれか	施行令 第129条の4 に定める主 要な支持部 分	主索		○			○	○	
		主索の端部		○			○	○	
		支持ばり 等	機械室あり	マシンビーム		○			
			機械室なし	ガイドレール			○		
			頂部支持ばり						
② 両方	かご枠		○	○	○	○			
	かご床版		○	○	○	○	○		
③	駆動装置		○	○	○	○	○		
④	制御盤		○	○	○		○		
確認申請の要否 <sup>※4</sup>			必要	必要	必要	不要	不要		

※4. 確認申請の要否については、①～④全てに該当する場合は「必要」となり、①～④のうち1つでも該当しない場合は「不要」となる。

※5. 「○」印は取り替える部材を表す。